

中小企業組合等 支援施策情報

本号では、中小企業関係の令和4年度税制改正と令和3年度補正予算の内容について紹介します。なお、これらの施策は現在開かれている第208通常国会での法案成立が前提となります。

令和4年度税制改正 ～中小企業関連～

中小企業向け賃上げ促進税制

従業員への分配に積極的な中小企業を後押しするため、「雇用者全体の給与（雇用者給与等支給総額）」や「教育訓練費」を増加させた企業に対して、雇用者全体の給与の増加額の最大40%を税額控除します。

必須要件

雇用者全体の給与（給与等支給額）が

- ①前年度比2.5%以上増加
⇒給与増加額の30%を税額控除
- ②前年度比1.5%以上増加
⇒給与増加額の15%を税額控除

追加要件

教育訓練費が 前年度比10%以上増加
⇒+10%税額控除

◎ポイント

- ✓ 高い税額控除率（最大40%）
- ✓ 既存の雇用者賃金、新規採用の雇用者賃金、基本給の他、ボーナスも含む幅広い「賃金」や社内研修費、外部委託研修・外部研修への参加費も含む「教育訓練費」が対象です。
- ✓ 賃上げだけでも活用でき、賃金台帳の確認等の煩雑な事務手続が少ないなど、中小企業の使い勝手に配慮したシンプルな設計です。

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター
TEL 03-6281-9821

令和3年度補正予算における中小企業関係施策について

ものづくり・商業・サービス補助金

赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。

また、グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

●補助対象

革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

●補助上限額と補助率 右表参照

●開始時期

10次公募（2月中旬に公募開始予定）からの実施を予定

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円	1/2
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
TEL 03-3501-1816

事業復活支援金

2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

●対象者

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

●給付額

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円	年間売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

算出式：給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、「基準期間の売上高」と「対象月の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5$$

- 申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

なお、本会は事業復活支援金の事前確認を行う登録確認機関となっています。

資金繰り支援

政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の申込期限を年度末まで延長します。

また、資産査定上「資本」とみなせるため、民間金融機関の支援が受けやすくなる日本政策金融公庫による資本性劣後ローンを来年度も実施します。

その他、金融機関の伴走を条件に保証料が引き下がる伴走支援型特別保証を、利用上限額を引き上げたうえで、来年度も実施します。

- 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資
対象者：新型コロナの影響で、売上が減少した中小企業（小規模個人▲5%／小規模法人▲15%／その他▲20%）
受付期間：今年度末まで
無利子上限：日本政策金融公庫（中小）3億円、（国民）6,000万円、商工組合中央金庫3億円
無利子期間：当初3年間
貸付期間：運転資金15年以内、設備資金20年以内
据置期間：最大で5年
- 日本政策金融公庫による資本性劣後ローン

事業再構築補助金

売上高減少要件を一部緩和するなど使い勝手を向上させます。

また、業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する特別枠を創設します（最低賃金枠等も継続）。（最大1,500万円／補助率3/4（中小））

その他、グリーン分野への取組に対する特別枠を創設します。（売上高減少要件撤廃、最大1億円／補助率1/2（中小））

- 対象要件
 - ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
 - ②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること 等
- 開始時期
第6回公募（令和4年3月末頃公募開始予定）からの実施を予定

【お問い合わせ先】

事業復活支援金相談窓口 TEL 0120-789-140
受付時間 8:30～19:00(土日祝日含む全日)

詳しくは [事業復活支援金](#) [検索](#)



対象者：新型コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業

受付期間：受付中で来年度も実施

融資上限：日本政策金融公庫（中小）10億円、（国民）7,200万円

貸付期間：5年1か月、7年、10年、15年、20年

※元本については、期限一括償還

- 伴走支援型特別保証

対象者：新型コロナの影響を受け、売上が15%以上減少した中小企業で、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者。

受付期間：受付中で来年度も実施

融資上限：6,000万円

保証料：原則0.2%

保証期間：最大で10年

据置期間：最大で5年

【お問い合わせ先】

中小企業庁 事業環境部 金融課
TEL 03-3501-2876

- 対象経費

建物費（※）、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

（※）移転に伴う一時的な貸工場等の賃借料についても建物費の一部として認める。

- 補助上限額・補助率

申請類型	補助上限額	補助率
最低賃金枠	500万円、1,000万円、1,500万円	中小3/4、中堅2/3
回復・再生応援枠		
通常枠	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円	中小2/3、中堅1/2
大規模賃金引上枠		
グリーン成長枠	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
TEL 03-3501-1816

これらの施策について、詳しくは

[中小企業対策関連予算](#)

[検索](#)

